

令和8年度 公文書開示（4月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R8. 4. 3	R8. 4. 14	令和8年度学生等コミュニティ形成プロジェクト審査会委員名簿、令和8年度TIBIにおける学生等コミュニティ形成プロジェクトプレゼンテーション審査会 審査結果	5		1				1	1				1				（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条3号） 法人に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営が損なわれると認められるため。 （7条6号） 本情報を公にすることにより、今後、同種の事業において率直な評価や採点ができなくなるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	スタートアップ戦略推進本部戦略推進部 スタートアップ推進課